

コミュニティバス

高校生通学定期券を発行

市コミュニティバスの高校生用の通学定期券を3月15日(月)から発行します。高校生通学定期券は1カ月3,000円で学期単位でも発行できます。

定期券は、交通防犯課(市役所1階)で購入することができます。高校在学・入学を証明できるもの(学生証や合格通知書)を持ってきたください。

一般の通勤定期券は発行していませんので、回数券(200円券



コミュニティバスをぜひご利用ください

11枚つづり2,000円)を利用してください。購入は、車内または交通防犯課でお願いします。※くわしくは同課(☎20-1527)へ。

し尿のくみ取り
引越す前に
必ず連絡を

次の場合には環境衛生課へ連絡してください。

- 引越越して最後のくみ取りになるとき
- 世帯主を変更したとき
- 合併処理浄化槽などを設置し、くみ取りの必要がなくなったとき

手数料の支払い

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めします。一度手続きをすれば、納付のために金融機関へ出向く必

要がなくなり、とても便利です。

口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、金融機関や郵便局で申し込みをしてください。口座振替ができなかった場合は納付書を送付しますが、残高不足に注意してください。

預金者の名義や金融機関に変更があった場合は、環境衛生課に連絡してください。

※くわしくは同課(☎20-1531)へ。

戸別所得補償モデル対策

水田農家の皆さんへ

国では①自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成と②自給率向上のための戦略作物などへの助成を行います。

①米戸別所得補償モデル事業…米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家に対し、一律で10アール当たり1万5千円を所得補償

②水田利活用自給力向上事業…大豆、麦、米粉用米、飼料用米な

どの戦略作物を生産する販売農家に対し助成

※くわしくは農政課(☎20-1541)、下総支所農産土木課(☎96-1112)、大栄支所農産土木課(☎73-8063)へ。

農業用施設

近くでは遊ばないで

農業用施設の使用排水路などでの人身事故が発生しています。特に、休日や春休み期間は、幼児・児童の水難事故が多く発生し、大変危険です。

用排水路や水門、揚排水機場などでは、子どもたちが遊ばないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

固定資産の縦覧・閲覧

4月1日から
資産税課で

平成22年度の土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の閲覧が次の期

間にできます。

希望する人は運転免許証や健康保険証など、本人確認できるものを持ってきてください。

固定資産の縦覧・閲覧

	縦覧	閲覧
内容	土地、家屋価格等縦覧帳簿で、周辺の土地や家屋の価格との比較を通じて自分の土地や家屋の評価が適正かどうか判断できます	自分の資産について固定資産課税台帳に記載された内容を確認することができます。借地人・借家人なども借用部分の閲覧ができます
期間	4月1日(木)～30日(金)(土曜日、第2・4以外の日曜日、祝日を除く)	4月1日(木)から(土曜日、第2・4以外の日曜日、祝日を除く)
時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時15分
対象	納税者本人、納税者の委任状がある人、納税管理人	所有者本人、所有者の委任状がある人、納税管理人、借地・借家人(賃貸借契約書必要)
その他	固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、課税台帳に価格などを登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後60日以内に、固定資産評価審査委員会に文書で審査を申し出ることができます	

※くわしくは資産税課(☎20-1514)へ。

危険物取扱者

試験日程と 受験者講習会

前期危険物取扱者試験

期日と会場

○6月6日(日)：木更津総合高校・

清和大学(木更津市)、館山総合

高校(館山市)、国際武道大学

(勝浦市)

○6月13日(日)：日本大学生産工学

部津田沼校舎(習志野市)、千葉

科学大学(銚子市)

手数料＝甲種5,000円、乙種

3,400円、丙種2,700

円

受付期間＝4月6日(火)～14日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

受験者講習会

期日＝5月28日(金)

会場＝印西市文化ホール

受講料＝3,500円(テキスト

代は実費

受付期間＝4月6日(火)～14日(水)

(土・日曜日、祝日を除く)

※申し込みは市消防本部予防課

(市役所地下1階)へ。消防試

験研究センターホームページ

(<http://www.shoubo-shiken.>

o.jp)からも申し込みできます。

くわしくは同課(☎20-159

1)へ。

転入・転出・転居届

余裕を持って 手続きを

世帯の全員または世帯員の住所
が変わるときは、市民課、下総・
大栄支所市民福祉課、市民課赤坂
分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または

同一世帯の人が行います。代理人

が届け出を行う場合は、委任状が

必要です。

異動者の氏名、生年月日、異動

日、新・旧住所、新・旧世帯主氏

名を確認してください。

届け出時、本人確認をしますの

で住民基本台帳カード、免許証、

パスポートなどを持ってきたてくだ

さい。

転入届

市外から成田市に移ってきたと

きは、14日以内に手続きをしてく

ださい。

必要なもの＝前住所地の市区町村

が発行した転出証明書・年金手

帳(加入している人)

転出届

成田市から市外へ移るときは、

転出証明書を発行します。

必要なもの＝国民健康保険証、介

護保険証、後期高齢者医療保険

証(いずれも加入している人)

転出届は郵送による手続きも可

能です。異動日、転出先、転出先

での世帯主氏名、成田市での住

所・世帯主氏名、転出する人全員

の氏名、連絡先(昼間連絡がつく

ところ)を書いたもの、返信用封

筒(切手の貼ってあるもの)と本

人確認できる書類(住民基本台帳

カード、免許証、健康保険証など

のコピー)を市民課に郵送してく

ださい。転出証明書を送付します。

転居届

新住所に移ったときは、14日以

内に手続きをしてください。

必要なもの＝国民健康保険証、年

金手帳、介護保険証、後期高齢

者医療保険証(いずれも加入し

ている人)

世帯主変更届

世帯主が変わったときは、14日

以内に手続きをしてください。

必要なもの＝国民健康保険証(加

入している人)

窓口は4月下旬まで、特に4月

第1週目、各月曜日は大変込み合

います。余裕を持って手続きをお

願います。

※くわしくは市民課(☎20-15

25)へ。

水道・簡易水道・下水道

使用開始・中止の 申し込み

市では、市営水道・市営簡易水
道・下水道の料金・使用料に関す
る事務を(株)ジェネッツに委託して
います。

使用開始・中止・名義変更は、

受付専用ダイヤルまたはホーム

ページから手続きしてください。

受付専用ダイヤル＝ジェネッツ成

田営業所(☎22-8880)

ホームページアドレス＝<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話サイト＝<https://www.jenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>

＝06(バーコード読み取りに

対応している携帯電話を使用し

ている人は、左

のQRコード

を読み取るこ

とでアクセス

できます)



引越しのときは早めに連絡を

してください。成田ニュータウ

ン地区で県営水道を使用してい

る人は、県水お客様センター(☎

0570-001245)で申し

込みをしてください。

※くわしくは市水道部業務課(☎

22-0269)、下水道課(☎

20-1553)へ。

植物採取 禁止



公園地内の植物などの採取は禁じら
れていますのでご注意ください。

国勢調査

登録調査員になりませんか

5年に1度の国勢調査が、10月1日に全国一斉に実施されます。市でも、国勢調査の登録調査員を募集します。

応募資格 次に当てはまる人

○市内在住の20歳以上の人
○警察・税務・選挙に直接関係がない人

募集人員 100人程度

調査期間 9月下旬～10月下旬

内容 説明会への出席、調査票の配布・回収、地図と名簿の作成など

報酬額 国の基準により支給

応募方法 4月15日(木)(必着)までに行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、図書館、保健福祉館、各公民館、行政管理課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/joho/index0000.html>)にある申込書に必要事項を書いて、直接または郵送で行政管理課統計班(市役所4階 〒286-8585 花崎町760)へ

※くわしくは行政管理課(☎20-1501)へ。

スプレー缶、カセットボンベ
必ず使い切ってから
指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器をごみとして出す場合は、中身を空にしてください。中身が入っていると、収集時や清掃工場で処理を行うとき、爆発事故や火災などの発生原因となります。

このような事故が発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるばかりでなく、機械が破損した場合には、ごみ処理機能が停止するなどの影響を及ぼします。

スプレー缶、カセットボンベは穴を開け、シンナーなどの容器は中身を空にし、栓を開けたままか上ぶたを取って「金物・陶磁器類(黄色の指定袋)」に、下総・大栄地区は「ビン・カン(黄色の指定袋)」に入れ、それぞれ収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。

ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので、購入した販売店や専門業者に依頼してください。※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

住生活基本計画
パブリックコメントの
結果を公表

1月15日～2月15日に、広報なりた1月1日号・市ホームページで意見の募集を行った成田市住生活基本計画について、パブリックコメントの結果がまとまりましたので公表します。

意見提出数 2件

寄せられた意見と市の考え方は、建築住宅課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/kenchiku/index0000.html>)

建築住宅課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所総務課で見ることが出来ます。※くわしくは建築住宅課(☎20-1564)へ。

教育資金に
国の子補給
を受けている人

市では、国の教育ローンの融資を受けて高校・大学などに入学する人、在学している人やその親族を対象に、在学期間中(最長7年間の)の子の半額を補給します。

対象 金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件に当てはまる人

①市内に1年以上住民記録がある人または外国人登録している人

②市税を完納している人

利子補給期間 交付決定された月からの在学期間(留年した年数は除く)

申請に必要なもの 返済予定表、住民票(世帯全員が記載されたもの)、市税納税証明書(平成21年度分)、印鑑、在学または入学を証明できるもの

※くわしくは教育総務課(☎20-1580)へ。

使用済み自動車

処分は適正に

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化も生じさせています。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

使用済みとなった自動車は、販売店や引取業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

